

田辺藩の農村雑記

村の貧富……産物……稼ぎ

瀬戸美秋

(一)

田辺藩の地誌関係の資料は多いが、各村ごととに事こまかく説明した資料は少ない。ここに紹介する『田辺藩郷村記』①(仮名)は、村高、田畑の広狭、地味の善悪、山林の種類、村人の生活、村柄、産物、軒数を詳細に記している。年代は不明だが、中の註記に嘉永の文字が見えるので、その頃かと思われる。また筆者も不明である。ただ残念なことに一〇九カ村と主な枝村五カ村の記述に止まり、主として西地区の一八カ村が破損し欠けている。従って一二七カ村が記されていたものと思われる。題名もないので便宜上私が勝手に付けた。

今一つは『丹後国加佐郡寺社町在旧記』②である。この方は題名のごとく寺社を紹介し、名さつでは、その縁起、村の状況、伝説、一部産物をあげ、田辺城下町の紹介は、少し粉飾気味であるが、当時をうかがい知るに足る。

資料といえる。年代は享保十六年五月、筆者は不明である。

注 ①佐波賀 森下善太郎氏所蔵 ②余部下 布川 清 氏所蔵

(二)

最初に村の貧富①について『田辺藩郷村記』から紹介してみる。

先ず富の標準は田畑が村相応に存在すること、地味、土性が良好、御用木もそこそこわかまえる、村人の稼ぎが強く、暮しよきこと等を上げている。

一例として『暮しよき村』では、

常村：田方多く畑方も大体有之土味至而宜敷地面等も随分広く相見へ候：御用木松之類ニ而小材木丸太位相弁ル野山奥山入込ニ而宜敷肥草并能：土姓宜敷何ニ而も宜出来ル也五穀杯へ至而味ひ能米杯味き事類なし：産物逆格別なし、然連共何も不足なき土

地也

次に貧しい村の標準は、干損場、水損場、地味、地性が悪い、大水が出る、土地が石、砂地である、用材が少く、肥草不足等、至って難儀な村として上げている。一例として、堂奥村：田方多く畑方少く土味不宜地面狭く相見へル腰林等も不宜御用材木漸雑丸太杭様之もの相弁ル干損場也依之家数杯も減シル方也産物なし当時家数五拾七軒

といった書方である。ここで煩雑のきらいはあるが各村の貧富を右の標準で分類すると、

- (1) 暮しよき村：常、与保呂上、木ノ下、余部下、女布、城屋、真倉、公文名、下福井上福井、大君、油江、水間、久田美(久田美村内真壁)、南有路、南山、金屋、西方寺、上漆原、下漆原、石浦、松尾、笹部、登尾、平、千歳、佐波賀、(河原村内下見谷)(八田村内八戸地)以上二七カ村

- (2) 困窮村：堂奥、多門院、安岡、鹿原、岡安、白屋、長内、下谷、朝来中、大波下、大波上、三浜、小橋、成生、大山、河辺原、観音寺、河辺由里、室牛、西屋、多称寺、赤野、余部下、北吸、七日市、十倉、喜多、吉田、円満寺、神崎、蒲江、中山、由良、八田、三日市、桑飼上、有田、夏間、上野

北有路、三河、尾藤、地頭、大俣、小俣、岡田由里、河原、富室、志高、大川、丸田桑飼下、上東、下東、行永、浜、溝尻、長浜、和田、上安久、(大俣村内枋葉)

以上六〇カ村

- (3) 良くも悪くもない村：伊佐津、青井、白杉、京田、二箇、千原、高津江、和江、大丹生、瀬崎、野原、田井、枋尾、河辺中、中田、浜、泉源寺、田中、小倉、吉坂、(泉源寺村内市場) 以上二〇カ村
- (4) 内容記入なし：常津、下安久以上二カ村
- (5) 破損記入のない村：野村寺、高野、引土倉谷、清道、天台、上安、白滝、池内、堀今田、万願寺、境谷、寺田、岸谷、上根、別所、森 以上一八カ村

以上のとおりで、資料の破損不明の村が多くあって全村分類できないが、村の優劣は、田畑の広狭、地味の良否や天然自然における産物の種類と量、山林の利用度、村人の稼ぎの強弱等により決まる田辺藩内での最優秀とみられる村は、その内容は何かと言えれば次のとおりで、当時の生活が土地との結びつきが如何に強かったか、封建制の特徴でもあるが、これらの村は農業生産が豊で、藩内でも特に注目されたのであろう。

△別表▽

近世田辺藩の産物一覽

産物	産地(村名)
藍	：浜
大根(野菜類)	：七日市、公文名、行永、佐波賀
綿	：田中、浜、伊佐津、喜多、泉源寺
こんにやく玉	：南山
さつまい	：神崎、久田美
里 芋	：下東、真壁
○からし	：岡田由里、河原
栗、きび	：下見谷
○そば	：上漆原、下見谷
○ごぼう	：長谷、丸田
○専 菜	：志高
山 芋	：大山、城屋、京田
樹 木	：佐波賀、余部上
うるし	：城屋、久田美、桑飼上、南有路
高津江、上漆原、下漆原、和江	
むろの木	：大君、吉田(他村に比類なし)
木 苗	：枋葉
大 栗	：滝ケ宇呂
木 壳	：大君、吉田、青井、白杉

- 掛 木：佐波賀
- おどろ：真倉
- 薪 佐波賀、栃尾、河辺原、白杉、上漆原、地頭、大俣
- 塩 木：瀬崎、石浦、神崎、地頭 うど・わらび：与保呂上
- 桐 実：多門院、吉坂、登尾、白屋、長 (ころび) 内、平、佐波賀、大丹生、野原 栃尾、吉田、青井、白杉、蒲江 水間、久田美、南山、八田、八 戸地、丸田、和江、石浦
- 櫛 実：平、蒲江、水間、高津江、八田 (さつま) 八戸地、丸田、和江、石浦
- 楮 子：平、城屋、真倉、吉田、青井、 (こうぞ) 桑飼上、八田、市原谷、二カ村 南有路、南山、上漆原、下漆原 富室、八戸地
- 山 竹：市原谷
- ほら竹：南有路
- 等 高津江、長谷
- 竹細工：由良
- 篠しだれ：大川
- 塩 由良、神崎
- 麻 苧：桑飼上
- 芥 大俣、河原

- 洗 柿：城屋、上福井、大君、吉田、青 井、久田美、南有路、栃葉、富 室、上漆原、小俣、河原
- ◎串 柿：三河、地頭、大俣、岡田由里、 西方寺、下漆原
- 甘 柿：上福井、大君、青井、西方寺、 河原
- ◎蚕 飼：三河、北有路、南有路、油江、 桑飼上、二カ村、西方寺、千原 尾藤、金屋、大俣、市原谷
- 桑 大俣 (他村に売る)
- 豊 表：北吸
- 草 鞋：上東、八田
- 抹香 (密花)：下東
- そうめん：浜
- 松 露：由良、神崎
- 浜 石：千歳
- 紙 伊佐津、寺田、上根、白滝、岸 谷
- 砥 大俣
- 酒 造：北有路
- 水晶石：石浦
- 一口泉：石浦
- 苧 油江
- 梅 下福井

- 箱 炭：河辺原
 - 鍛冶炭：大俣、下見谷
 - みかん：平、佐波賀、千歳、大丹生、瀬 崎、長浜、蒲江
 - び わ：佐波賀、千歳、大丹生、青井、 白杉
 - 梨 子：平、余部上、上福井、大君、青 井
 - 桃 平、佐波賀、千歳、大丹生
 - 鮭 南有路
 - 落 鮎：千原
 - 鮎 下安久、和江
 - 魚 (イワシ、アジ、イカ、サバ、ブリ カツオ)：千歳、大丹生、小橋、成生 田井
 - ナマコ：千歳、白杉、佐波賀
- ― 参考 ―
- ① 丹後国加佐郡寺社町在旧記 享保16年
 - ② 田辺藩郷村記 嘉永年代か
- 産物名の○印は①を参考抽出、◎印は両方 共、その他無印は②から

(三)

前述の二種類の資料から田辺藩の産物につ いてまとめてみた結果別表のとおりである。 資料に記されたとおりの名詞であっているの で、産物が重複しているのではないかと思っ ている。産物があるかも知れぬが、決してそうではなく 例えは樹木、木売、掛木、おどろ、塩木とい った類は、それぞれ土地の特徴があつてこの ように呼んでおり、全部たき木として一括で きない。なおまたこの表が藩の産物全部をあ げているとは限らない。例えば藩の土目録① の中、諸運上、継物の対象となつた各村の産 物からみると、まだ産物や産地村名が多少欠 けている。例えば『さんしょう』が二箇村、 大波村、『梅』が与保呂上、天台、泉源寺、神 崎の五カ村が増えるし、『栗』は、さらに上 安、泉源寺、田中、安岡、大波、余部下の六 カ村がある。渋柿、茶、養蚕などは、ほとん どの村に行きわたつていたようだ。

当時幕府の国産奨励で、各藩は領域経済の 自給自足、藩の正貨獲得のため、藩の国産奨 励を行なつた。しかし田辺藩では、今のところその形跡もないし、産物をもみても、国産と いうほどの物もない②。大部分農林水産物と その一部加工品のみみられる程度である。

これらの産物は、当然城下町或は船により 沿岸各地へと移送される。竹屋町③は当時藩 内外物資の集散地であり、在通いの商人によ って農業生産物が買集められる。竹屋町には、 蠟絞職が三軒、桐実油絞職が五軒 (何れも他 の商売と兼職) があり、蠟の如きは、丹後蠟 の名のもとに北国廻船で羽越地方に移送され ていた。その他竹屋町には、楮、雁皮、竹皮 桐実、藍玉、櫛実等の原材料を売る店もあつ た。また川筋では、各村一帯で作られる串柿 さつま芋、それに竹などは、川船に買取られ 宮津や田辺城下町へ送られた。

上漆原村などは、産物は、何んでもよくで き御領内でも最上位にあり、農民自身が宮津 へ出て農産物を持ち、買物をして帰ってくる。 大俣村での芥 (もぐさ) は、領内随一の名物 といわれている。佐波賀、和田、長浜、下安 久の各村は、船足を利用して町肥に恵まれ、 殊に佐波賀村は、菜、大根、特に掛木は『お びただしく』町へ出したようだ。この他千歳 村ではあり余る肥草を志楽辺より溝尻、浜村 辺へ売出す有様であつた。反対に山村の栃葉 村のようにあり余る薪があつても交通不便で 売出し難く不自由な村もあつた。

なお、別表の田辺藩の産物表、この両資料

が享保十六年から一足飛びに嘉永頃までの もの一二〇年ばかり空間がありながら一緒に 取扱つてゐる。産物変遷史も今のところ知る べくもないが、明治十五年『京都府管内地誌 : 丹後之部』④によると、舞鶴町の当時の物 産として次のように列挙している。

密柑 (由良神崎二村) 海草類 (瀬海各村 下同) 沙選 (なまこ) 沙選腸 (このわ た) 海參 (いりこ) 蠟及蠟燭 桐油 生米 紙 (黒谷、伊佐津及江畔各村) 櫛 紗 桑 楮 (こうぞ) 烏柿 (岡田村)

産物に飛躍的な変化は認められない。

注 ① 本誌第二号「田辺藩の貢租」真下 八雄氏稿参照

② 国産と特に言う場合は諸藩、諸領 内の支配の下におかれた産物のこと で、そうでないものは国産とはいわ なかつた。当然国産は販売取引等藩 の統制下に入った。「近世日本の経 済政策」堀江保蔵著一九三頁

③ 本誌第一号「江戸時代の竹屋町」 真下氏稿参照

④ 西園書館蔵

(四)
田辺藩では、農民が農業以外に生活を護るため、どんな方法で働いていたか、夏休中よく生徒に聞かれ、この「郷村記」から引用しているが、一応まとめてみると、

(A) 街道筋の村、真倉、七日市、公文名各村が『京都丹波通ひ賃持等多有之』上福井村も同様であって『通り街道故随分助力ニモ可相成』であった。久田美村は『丹波よりの通行道板素木等多出て其上居村他所材木取扱セテ御免之者も有之候得者賃物日雇等多有之下モの身過も成能所也』としてゐる。

(B) 山村では例えば池内一帯の村々では、『冬春ハ木かや山かせぎ仕候』から木挽、牛商紙売、油酒取売、草屋根ふき、肴売、樋屋薪売等①が主な稼ぎであり、

(C) 町近くの村、例えば倉谷村では瓦師手間取、紺屋手間取、店商瓦師、店商茶屋、京通いの牛商、諸色小商いなどがある。②

この外余部上村では一軒だけ農業兼職小間物小店があったり③、城屋、京田各村は、山芋掘、三河村では、農家の大部分が申柿作りをやるなど前述の産物表は、ほとんど農民の『身過ぎ』の原材料であり、所産物である。さ

らに『他所持』が多いが、特に城屋、久田美桑飼下各村は多く、白杉村は下作が多い。また各村とも奉公人（領内或は京都、武家）が多く、桑飼下村では中間奉公に多く出た。海に面した村でも農業以外にその土地に依じた身過ぎがあった。白杉、青井、吉田各村が木売り、千歳村が肥草を、佐波賀村が野菜掛木を、野原村が茅などそれぞれ海を利用して売り出した。

由良村は『近來山崩して多分砂入ニ相成地所狭くなる当村人家格別多く身過ぎ悪く依之色々商売有之中ニモ船商売ニ而渡世之者多く又々他所船之船頭舸子に出ル者多くその外老人女子小供者塩師渡世之者は又夥敷…』

神崎村は『人家多難波在故』春は山方より手形をもらい松枝がりして塩木を作り、秋には『男女共冬持之為他所奉公ニ多分出ル春ニ成出戻船方ハ夫々之船場若州宮津江参り船頭舸子ヲ奉公持として川船持ハ夫々手当ヲして持に出船する残老分男女年たらずものハ塩商売ニ掛ル所也…』

この外、農民の稼ぎについては、「田辺孝子伝」なども参考になる。

注 ① 宝暦十三年三月「寺田村稼人帳」

「上根村稼人之品名前帳」
②③ 文化七年「村々諸商人諸職人名前帳」
右文書は何れも上安久、安久仁氏所蔵



丹後の中世文書(二)

中嶋利雄

一 さきに、兩丹地方史第十二号に掲載した西浦文書のつづきをここにのせます。
多忙に紛れて充分に確かめずにかいていますので、誤のご指摘をぜひ願います。いづれのちに正誤もつけたいと考えます。

売渡未守名参分内田島事

合公田宅段者

右件田島者雖為乙鶴女相伝之地、依有要用相副手継證文、限永代売渡所直銭九貫文明白也、於向後不可有他妨者也、若於自今以後彼名田島違乱之輩者、可被処罪科者也、仍為後日売状如件、

貞和五年九月廿日

乙鶴女 (花押)
口入秋包正阿 (花押)

宛行春日部村守清名半分事

右名田者乙法師童為相伝之名主職之由、捧支證之間、於彼名田半分者所宛行也、於御季貢以下濟物者、任先例可致其沙汰之旨、依衆議宛行之状如件

觀応元年八月廿八日

(後記)

(九十八代ニ当)

(政所)

西浦左衛門 (花押)

売渡春日部村未守名内六分内田島山野事
合 公田式段者

右件於名田島者、(年貢のこと) 御年公用要依有、代銭貳拾貫文限永代寺垣殿売申処也、但手次相てん文書相具候上者、天下御徳政出来候と申候とも一義申ましく候、又不可有他人妨候者也、

仍為後日沙汰売状如件

文和三年 きのの 九月廿日

借 聖久 (花押)

売渡住坊事

合宅宇五間三面者

類地並
樹木等在之

右住坊者為公物弁、相副本文書等直銭七貫五百文仁限永代所売渡実也、不可有他人妨者也、仍為向後亀鏡売券之状如件

延文五年十月十九日

龍 楽 (花押)

(政所 西浦権守 (花押))

沽却 未守名之内立田事

合宅斗分代銭六百文者

在所未守名之内名の木かクホ円阿弥分右件立田者、依有有円阿弥重代相伝、名田内為弁御年貢代銭六百文仁、限永代沽却申候処実也、若雖為何子孫彼田仁違乱煩申旨候者、公方御沙汰可被行罪科申候、仍為後日沽却之状如件

延文五年 丙子 八月十八日